

全 建 事 発 第 19 号
平成 27 年 5 月 1 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
〔公 印 省 略〕

「適切な工期の設定及び施工時期等の平準化について」について（お知らせ）

標記の件につきまして、このたび国土交通省より別添の「適切な工期の設定及び施工時期等の平準化について」のとおり周知の依頼がありました。

つきましては、本件につき会員企業に対するご周知を賜われますよう、よろしくお願いいたします。

以 上

（担当）事業部事業企画課 川上
電話：03-3551-9396
FAX：03-3555-3218
メール：jigyo@zenken-net.or.jp

事 務 連 絡
平成 27 年 4 月 24 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

適切な工期の設定及び施工時期等の平準化について

昨年改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）において、現在及び将来の公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、発注者の責務として、計画的な発注と適切な工期設定に努めることが新たに定められるとともに（同法第 7 条第 1 項第 4 号）、「発注関係事務の運用に関する指針」（平成 27 年 1 月 30 日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）等において、発注者は債務負担行為の積極的な活用などにより発注・施工時期等の平準化に努めることとされたところです。

今般、国土交通省においては、4 月 9 日に成立した平成 27 年度政府予算から、これまで単年度で要求することとしてきた舗装工事や築堤・護岸工事などの一部について、施工時期等の平準化も踏まえ、国庫債務負担行為により 2 箇年契約とする取組（2 箇年国債の設定）を開始し、これを含めた適切な工期の設定及び施工時期等の平準化の取組を徹底することとしました。

これらを踏まえ、別紙のとおり各都道府県及び政令指定都市に、国土交通省における取組などを参考として債務負担行為の積極的な活用等による適切な工期の設定及び施工時期等の平準化に取り組むよう通知しておりますのでお知らせします。

貴職におかれては、これらの取組について御理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の会員企業に対し、周知方お願いいたします。

(別紙)

事 務 連 絡
平成 27 年 4 月 24 日

各都道府県主管担当部局長 殿
(契約担当課扱い)
各指定都市主管担当部局長 殿
(契約担当課扱い)

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

適切な工期の設定及び施工時期等の平準化について

昨年改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）において、現在及び将来の公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、発注者の責務として、計画的な発注と適切な工期設定に努めることが新たに定められるとともに（同法第 7 条第 1 項第 4 号）、「発注関係事務の運用に関する指針」（平成 27 年 1 月 30 日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）等において、発注者は債務負担行為の積極的な活用などにより発注・施工時期等の平準化に努めることとされたところです。

今般、国土交通省においては、4 月 9 日に成立した平成 27 年度政府予算から、これまで単年度で要求することとしてきた舗装工事や築堤・護岸工事などの一部について、施工時期等の平準化も踏まえ、国庫債務負担行為により 2 箇年契約とする取組（2 箇年国債の設定）を開始し、別添 1 のとおり、これを含めた適切な工期の設定及び施工時期等の平準化の取組を徹底することとしましたのでお知らせします。

既に一部の地方公共団体においては、別添 2 のとおり、債務負担行為等を活用した施工時期等の平準化に取り組まれているところですが、各都道府県及び政令指定都市におかれましては、国土交通省等における取組及び別添 3 を参考としていただき、債務負担行為の積極的な活用等による適切な工期の設定及び施工時期等の平準化に取り組まれるようお願いします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（政令指定都市を除く。）に対しても、上記について周知徹底をお願いします。

(別添 1)

事 務 連 絡

平成 27 年 4 月 17 日

大臣官房官庁営繕部 特別整備室長 様

各地方整備局

企画部 技術調整管理官 様

営繕部 営繕調査官 様

北海道開発局

事業振興部 技術管理企画官 様

営繕部 営繕計画課長 様

内閣府沖縄総合事務局

開発建設部 技術企画官 様

営繕調査官 様

大臣官房技術調査課

建設システム管理企画室長

官庁営繕部計画課

営繕計画調整官

適切な工期の設定及び施工時期等の平準化について

日頃より工事の発注に当たっては、適正な価格、工期の設定等に努めているところと認識しているところである。今般、「平成 27 年度国土交通省所管事業の執行について（平成 27 年 4 月 10 日付国土交通事務次官通達）」において「翌債等の繰越制度の適切な活用、円滑な施工体制確保のための余裕期間の設定等による適切な工期の設定及び施工時期等の平準化に努めること」とされたことから、下記を徹底し、適切な工期の設定及び施工時期等の平準化に努めることとされたい。

記

1. 工事の発注に当たっては、休日（土日及び祝日・年末年始休暇・夏期休暇）や雨天等の作業不能日数を加味するなど適正な工期の設定に引き続き努めるとともに、その運用に支障のない範囲で円滑な施工体制確保のための余裕期間を設定するなど、受発注者双方によって施工時期等の平準化に取り組むことができる体制を整えること
2. 施工時期等の平準化も踏まえて設定した国庫債務負担行為については、その趣旨に鑑み、適切な運用に努めること

3. 予め年度内に完了しないことが見込まれる工事等については、繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担（翌債）を活用するなど、適切に繰越制度を活用すること
4. 前述 1～3 のほか、適切な工期の設定及び施工時期等の平準化のために、関係者との調整、用地確保、設計等を踏まえた事業全体の工程計画の検討や計画的な事業の進捗管理に努めるとともに、平成 28 年度に向けて更なる推進を図るための課題の把握、対策の検討に努めること
5. これらの適切な工期の設定及び施工時期等の平準化の取組み概要（別添）や各地方整備局等の取組み状況等について地域発注者協議会等を通じて各発注機関に共有すること